

国立大学法人広島大学中期計画

【平成16年6月3日 文部科学大臣認可】

【平成17年2月1日 文部科学大臣変更認可】

【平成17年3月31日 文部科学大臣変更認可】

【平成18年3月31日 文部科学大臣変更認可】

【平成19年3月30日 文部科学大臣変更認可】

【平成20年3月31日 文部科学大臣変更認可】

【平成21年3月30日 文部科学大臣変更認可】

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

各専門分野の教育の到達目標を全学的視野で設定し、到達度を定量的に評価する。継続的な到達度測定を実施し、カリキュラムや教育内容の改革・改善を図る。

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

(学士課程)

【教養教育の成果に関する具体的目標の設定】

- ① 入学後の早い段階で知的活動への動機付けを高め、科学的な思考法と適切な自己表現能力を育てる。また、外国語の活用能力や情報処理能力を養う。
- ② 学際的・総合的に把握する姿勢を養い、知識の持つ意味を総合的に修得させる。
- ③ 様々な学問分野についての知的関心の喚起と基礎力を養い、心身ともに健康な人間を育成する。
- ④ 社会で通用する基礎力と実践的な応用力を身につけさせるとともに、大学院教育に向けての基礎能力を身につけさせる。
- ⑤ 世界平和に関わる教育を通して、国際社会に貢献する人材を育成する。

【卒業後の進路等に関する具体的目標の設定】

- ① 学生就職センターの担ってきた機能を拡充した「キャリアセンター」を設置し、学修した知識・技能を生かした職業に就かせる。
- ② 大学院への進学を支援するための方策を強化する。

【教育の成果・効果の検証に関する具体的方策】

- ① 教育効果の測定のため、TOEICなどの対外的に通用する標準的な試験を導入するとともに、数値目標の設定についても検討する。
- ② 卒業生やその就職先に対して、教育の成果や効果に関する調査を行い、その結果を基に検証する。

(大学院課程)

【大学院の教育成果に関する具体的目標の設定】

- ① 学位取得の基準と手順を明確に示し、修業年限内に学位取得するよう指導する。
- ② 博士課程前期の学生には、体系的なカリキュラムによって、専門と関連分野の問題を多角的に捉え、解決にむけて科学的に取り組むことができる力を身につけさせる。
- ③ 質の高い課程博士を多数輩出し、国際的な学術専門誌に採択されるレベルの論文作成能力などを備えた研究者として自立させる。

【修了後の進路等に関する具体的目標の設定】

- ① 博士課程前期修了者を、専攻分野における研究能力や高度の専門性を要する職業等に就かせるために、進路指導を強化する。また、博士課程後期への進学を支援する方策を強化する。
- ② 博士課程後期修了者を、専門分野の教育・研究者や高度専門技術などの研究内容を生かせる専門職に就かせるために、進路指導を強化する。

【教育の成果・効果の検証に関する具体的方策】

- ① 学会発表，内外の学術専門誌への掲載論文の質や数で成果を検証する。
- ② 修了者やその就職先に対して，教育の成果や効果に関する調査を行い，その結果を基に検証する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

(学士課程)

【アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策】

- ① 入学者選抜を「一般選抜」と推薦入学を包括する「広島大学AO選抜」の2種類に集約する。
- ② 「フェニックス入学制度」の促進や早期入学制度（飛び入学制度）の導入の検討など，時代に対応した入学者選抜を行う。
- ③ 大学入試センター試験の取扱いや利用方法の見直しを行う。
- ④ アドミッションセンターを「入学センター」として改組・拡充し，入学者選抜方法や入学制度に関する企画・立案，AO選抜の実施，入試業務の管理運営，高大連携事業（出前授業等），入学者選抜に係る総合的な広報活動などを全学的に行う。

【教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策】

- ① 大学全体の教育理念と各専門分野の教育到達目標を明確にする。
- ② 到達目標型教育を実現するために，教育プログラムを整備する。
- ③ 定量的到達度測定方法を開発し，継続的測定を実施して，カリキュラムや教育内容の評価を行い，その結果を改革・改善に結びつける。
- ④ 複数専攻の履修を可能とするための体系的な教育プログラムを編成する。
- ⑤ 学士課程教育と大学院教育とをリンクした教育プログラムを提供する。
- ⑥ 開放制の教員養成に関して，到達目標型教育に基づく質の高い教育内容を提供するための全学的なシステムを構築する。
- ⑦ 生涯学習型社会に対応した履修基準及び修業年限の弾力化を図る。
- ⑧ 課外活動及びボランティア活動を教育の一環として評価する。

【授業形態，学習指導法等に関する具体的方策】

- ① 基礎・基本を重視した体系的なカリキュラムに沿った授業を行う。
- ② 対話型の少人数教育を拡充する。
- ③ 外国語教育やリメディア教育など，自学自習を支援するためのメディアコンテンツの開発や導入を行う。
- ④ 社会のニーズに対応できる実践的能力と課題解決能力を育成するために，討論やフィールドワークを積極的に導入する。

【適切な成績評価等の実施に関する具体的方策】

- ① 到達目標や評価項目を明記するなどシラバスを更に充実させ，教育内容を周知徹底させる。
- ② 学生の学習意欲を高める適切な評価システムを構築し，学習成果の評価基準を公表する。
- ③ 到達目標を項目ごとに具体的に示し，個々の項目への到達度を客観的に測定して評価する。
- ④ 評価結果をカリキュラムや教育内容の改善に結びつける。
- ⑤ 修得単位の評価に加重点を乗じ，1修得単位当たりの平均加重点によって学生の成績評価を行うGPA（Grade Point Average）方式を全学的に導入し，公正で客観的な成績評価システムを構築する。

(大学院課程)

【アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策】

- ① 早期入学制度（飛び入学制度）などを更に活用し，国内外から優秀な学生を積極的に受け入れる。
- ② 教育方法の特例措置や修業年限の弾力化，さらには「フェニックス入学制度」の

促進等により、職業人のみならず幅広い年齢層の社会人を受け入れ、生涯学習型社会にふさわしい受入体制の整備を図る。

- ③ パンフレット、ホームページ等でアドミッション・ポリシーを周知して人材確保に努める。
- ④ 留学生を積極的に受け入れるために、海外教育研究拠点を設置し、インターネットを活用した入学試験等を実施する。

【教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策】

- ① 学問の高度化、複合化と社会的ニーズに対応したカリキュラムを編成する。
- ② 複数専攻制を導入し、特定の専門分野を超えた体系的なカリキュラムを編成する。
- ③ 教育目的と修了生像を明確にした教育目標を達成するために、系統的なカリキュラムを編成する。
- ④ 高度専門職業人養成に特化した実践的教育のために、体系的なカリキュラムに沿った授業内容を提供し、又は研究指導を行う。
- ⑤ 質の高い課程博士を多数輩出するために、体系的なカリキュラムに沿った授業内容を提供し、研究指導を行う。
- ⑥ 国際的な水準に必要とされる専門教育の内容を含めたカリキュラムを編成する。

【授業形態、学習指導法等に関する具体的方策】

- ① 先端的研究に直結した教育のために、教員との共同研究を通じた指導を強化する。
- ② 社会のニーズに応えるべく実践と課題解決能力を育成するために、講義のみならず、討論、フィールドワークやインターンシップを積極的に導入する。
- ③ 学生の学会発表や学術論文の執筆のための指導を強化する。
- ④ 専門分野における外国語による高度なコミュニケーション能力を養成するため外国語による授業を含めた体系的なカリキュラムを編成し、グローバル化時代に対応した人材養成を行う。
- ⑤ 海外教育研究拠点を活用し、国際交流協定校などとの共同研究指導を可能とする体制を構築する。

【適切な成績評価等の実施に関する具体的方策】

学位論文審査は、必要に応じて他大学等の外部審査委員を加えた公開審査により、全国的・国際的な基準に基づいて行う。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【適切な教職員の配置等に関する具体的方策】

- ① 教育主担当教員を配置するなど、教育の質の向上のために適切な教職員の配置を図る。
- ② 講義・実験・実習・演習においては、必要に応じて適切な数のTAを配置する。
- ③ 全学的な人的資源を活用するため、複数研究科の兼担制等を進めるなど、大学院教育の全学協力体制を推進するための方策を検討する。

【教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策】

- ① 少人数教育のためのセミナー室などの整備を進め、講義室等の学内ネットワーク環境を整備する。
- ② 外国語教育用CALL設備及び外国語自学自習用設備の更新と拡充を行うとともに、東広島キャンパスと霞キャンパスの間に遠隔講義システムを導入する。
- ③ 電子図書館機能を強化・充実し、図書館の教育・学習支援機能の向上を図る。
- ④ 良き市民としての素養を培い、豊かな人間性を育むため、地域社会と連帯して学生の自主的な文化的・創造的活動のための文化的諸施設を計画的に整備する。

【教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策】

- ① 学生の授業評価、教員相互の授業参観、講義資料の点検などによって活動を評価し、その結果を基に、教育・学生担当副学長の下で企画・立案、評価及び改善の機能を持つ組織（教育室）を設置し、「教育室」において継続的に教育活動の質的向上を図る。

- ② 個々の教員の教育活動を適切に評価する基準及び評価システムを構築する。
- ③ 教育活動において業績の優れた教員には、給与その他の面で配慮することにより教育の活性化を図る。

【教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策】

- ① 「教育室」において、教授法、評価法、教材開発等に関する研究開発及び教員研修（FD）に関する企画・立案を行うとともに、具体的な改善策等を策定する。
- ② 附属学校や附属施設をFDの場として積極的に活用する。
- ③ 全学的なメディアコンテンツの開発計画等を策定するとともに、学生情報システムとシラバス及び教材コンテンツを関連づけて提供するシステムを構築する。
- ④ 教育内容をデジタルコンテンツ化した素材の作成やライブ授業のアーカイブ化を進める。
- ⑤ 教材研究や教材作成などのためのサバティカル制度を設ける。

【全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策】

- ① 外国語による高度なコミュニケーション能力を養成するために、情報メディア教育研究センターを改組・分離して、外国語教育機能を拡充した「外国語教育研究センター」を設置し、外国語教育の企画、立案、実施を行う。
情報教育については、改組後の「情報メディア教育研究センター」と「教育室」とが連携して企画、立案を行う。
- ② スポーツ科学に関する科目の企画、立案、実施等を行うセンターの設置を検討する。

【学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項】

- ① 教育活動の質的向上を図るため、「教育室」において、学士課程教育及び大学院教育における教育実施体制に関する企画、立案、評価、改善等を行う。
- ② 「教育室」の下に、教養教育を含めた学士課程教育に関する企画、立案、評価、改善等を行う「学士課程教育センター」を設置する。
- ③ 教育目的と卒業生・修了生像を明確にした教育目標を達成するために必要な教育体制を整える。特に、学士課程においては、教育プログラムごとに「担当教員会」を設ける。
- ④ 学士課程においては、教養教育に力点を置き、専門分野等に必要な基礎・基本を重視した教育に必要な教育体制を整える。
- ⑤ 高度専門職業人養成に特化した実践的教育を行うために必要な教育体制を整える。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策】

- ① 学生のためのサービスを有機的に統合し、窓口業務の一元化を図るため、「学生総合支援センター」を設置する。
- ② ピア・サポート・システム等の学生相談体制を「学生総合支援センター」に統合し、充実を図る。
- ③ 多面的なハラスメント調査に基づき、予防対策及び相談体制を充実するとともに、ハラスメント相談室の設置など、組織的な対応体制を構築する。
- ④ 障害学生や高齢者学生などに配慮した学習環境（ユニバーサルデザイン）を更に充実する。
- ⑤ 学生相談や障害学生への支援などへの学生ボランティア活動をより一層活用する。
- ⑥ キャンパス内のメンタルヘルス相談体制の充実を図る。
- ⑦ 教育、就職など、学生のための情報システムを更に充実する。

【生活相談・就職支援等に関する具体的方策】

- ① 学生就職センターを「キャリアセンター」に改組し、入学時から将来に向けたキャリアデザインを支援するとともに、学生への就職支援を拡充する。
- ② 学生生活上におけるトラブル及び不測の事態を想定した安全教育及び防止対策を充実させる。

- ③ 指導者の養成や施設の整備などにより、課外活動等の学生の自主的な活動を支援する。
- ④ 体育会、文化サークル等の学生組織の整備・充実を支援する。

【経済的支援に関する具体的方策】

- ① 本学独自の奨学金制度の導入を検討する。
- ② 図書館など学内で学生を臨時的に雇用することにより、社会的・実務的経験をさせるとともに、経済的な支援を行う。

【社会人・留学生等に対する配慮】

- ① 社会人学生の勤務形態に対応して、教育方法の特例（夜間や休日、広島市内のサテライトキャンパスを利用した授業・研究指導等）を拡充する。
- ② ユニバーサルデザイン化を効果的に進めるために、特別な配慮を必要とする人々による事前の評価制度を取り入れる。
- ③ ネットワークなどを用いた多言語による学内コミュニケーションを促進する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【目指すべき研究の方向性】

- ① 世界をリードしている学術研究分野を支援し、これを戦略的に推進することにより、本学の特色とすべき研究分野の充実と研究拠点の形成を図る。
- ② 知的文化の継承と発展に貢献する個性的な基礎研究の推進を強化する。萌芽的研究については、独創性の高い分野・研究を特に重視し支援する。
- ③ 基礎と応用の緊密な連携・ダイナミックな融合による新たな研究分野を創出する。
- ④ グローバルな研究動向を反映した学内研究体制の重点的・個性的整備と、自律的で自由な発想の下で展開される学部、研究科、研究所、研究センター等の枠を超えたプロジェクト型の研究活動を推進する。
- ⑤ 広島大学における平和科学研究の在り方を検討する。
- ⑥ 地域社会から期待されている地域貢献研究を積極的に推進する。

【大学として重点的に取り組む領域】

- ① 世界をリードし得る学術研究領域を以下の三つの区分で選び出し、重点的な育成を図ることにより、研究拠点形成を促進する。さらに、2)及び3)の学術研究領域に関しては、今後予定されている21世紀COE等の国家プロジェクトに積極的に応募できる体制を構築する。
 - 1) 平成13年度以前に、既に全国レベルのCOEとして顕著な業績を上げている課題又は平成14・15年度に21世紀COEに選定された課題に関連する学術研究領域の活動を一定の基準で評価しつつ、整備しより高度な研究拠点化を目指す。

これらに該当する課題は、「複合自由度をもつ電子系の創製と新機能開拓」、「テラビット情報ナノエレクトロニクス」、「21世紀型高等教育システム構築と質的保証」、「放射線災害医療開発の先端的研究教育拠点」及び「社会的環境管理能力の形成と国際協力拠点」とする。
 - 2) 既に高い研究遂行ポテンシャルを有すると考えられる次の課題に関連する学術研究領域の活動を一定の基準で評価しつつ、重点的に整備・強化し、高度な研究拠点化を促進する。
 - ・ ストレス脆弱性克服に挑む教育科学と脳科学
 - ・ 超速ハイパーヒューマン技術が開く新世界
 - ・ 創造空間の物質科学研究教育拠点
 - ・ 量子情報生命融合による新生命観形成拠点
 - 3) 今後の研究活動によって国際的基準で高い評価を受けるポテンシャルをもつと考えられる学術研究領域は、「プロジェクト研究センター」として、一定の基準で評価を行いつつ、重点的育成を図る。
- ② これらの研究拠点形成の進展に伴う研究体制の再構築を評価を加えつつ進めると

ともに、必要に応じて教育体制の見直しとも連動した大学院研究教育グループの再構築を行い、「広島大学の長期ビジョン」に示された行動計画に従った大学院再編成に取りかかる。

【成果の社会への還元に関する具体的方策】

- ① 学術情報や共同研究の総合相談窓口としての大学情報サービス室の機能を更に充実させた「地域連携センター」を設置し、社会連携推進機構の中に位置付け、学内の多様な知的資源を社会へ還元する。
- ② 広く人材を求めるため、任期制の積極的な活用などにより、国内外の大学や研究機関、さらには民間企業等との研究者の人事交流を図る。
- ③ 大学発ベンチャービジネスの起業を積極的に推進する。
- ④ 社会的ニーズに応える重点分野の研究を積極的に推進するための環境整備を行う。
- ⑤ 「広島大学出版会」を設置し、学術書等の刊行を行う。
- ⑥ 社会連携担当副学長の下で企画・立案、評価及び改善の機能を持つ組織（社会連携室）を設置し、「社会連携室」において社会連携活動全般に係る企画・立案及び業務統括等を行い、学術・科学技術の理解増進、社会への還元、地域における科学技術振興など、社会との新しい関係の構築体制を整備する。

【研究の水準・成果の検証に関する具体的方策】

- ① 研究・国際担当副学長の下で企画・立案、評価及び改善の機能を持つ組織（学術室）を設置し、「学術室」においてその情報分析・立案機能を利用して国内外及び学内における研究活動の情報を収集・分析することにより、研究の水準・成果の検証を行う。
- ② 研究活動においては、明確な研究目標を設定し、研究を推進する。
- ③ 研究活動及び研究業績の評価を実施する公正で効果的な評価体制を構築する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

【適切な研究者等の配置に関する具体的方策】

- ① 「学術室」の研究推進支援機能を活用して、研究活動の評価・改善等を行うとともに、大学として重点的に取り組む領域を中心に学術研究推進のために必要な研究者等の重点的配置を行う。
- ② 世界水準の研究成果の達成を目指し、研究拠点形成計画を土台として、研究分野の発展状況を反映した大学院研究科の大胆な再編を進め、研究者の重点的な配置を図る。
- ③ 優れた研究業績を上げ、世界をリードする研究領域を創成して、本学がその存在感を高めるために、伝統的な基礎研究分野等への配慮を行った上で、重点課題研究へ研究者を戦略的に配置する。
- ④ 附置研究所・研究センターと大学院研究科・学部との教員の人事交流を推進する。
- ⑤ 国内外から優れた人材を確保するための条件整備を行う。
- ⑥ 任期制を活用するなど、国内外の大学、研究機関、民間企業との研究者の人事交流を推進する。
- ⑦ 多くの研究者が活用できる「技術センター」を設置し、研究補助者や技術支援者などを配置する。
- ⑧ 世界レベルの研究実績を有する教員に対して、研究主担当制度及びサバティカル制度を導入し、研究活動の競争力を高める。

【研究資金の配分システムに関する具体的方策】

- ① 「学術室」の研究推進支援機能を活用し、研究活動の評価に基づいて、学術研究推進のため研究資金の具体的配分に関する企画・立案を行う。
- ② 基盤的経費の配分に加えて、評価に基づく競争的配分システムを導入し、研究の活性化を図る。

【研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策】

- ① 研究設備の効率的な活用を全学的に実施するための運営体制を構築する。

- ② 優れた個々の研究のための設備の更新や新規設備の導入に際しては、全学的支援を行う。
- ③ スーパーSINETを活用した研究活動を全学的に支援し、発展させる。
- ④ 学術標本資料の調査・収集、保存・管理を一元的に行い、学術研究の特色、成果などを社会に発信する「総合博物館」を設置する。

【知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策】

- ① 「知的財産社会創造センター」が「社会連携室」と連携して、知的財産戦略、知的財産創出・取得のマネジメント、知的財産の管理・活用指針、研究成果・秘密情報の保護、知的財産に関する学内啓発等を統括・推進する。
- ② 学内研究グループや広島TLOと協力して知的財産の生産・技術移転を効果的に推進する。

【研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策】

- ① 「学術室」の点検・改善機能を活用し、継続的に大学全体および研究組織・教員の研究活動・研究成果の点検を行い、点検結果に基づいて改善策を講じ、改善結果を確認する。
- ② 研究活動において業績の優れた教員には、給与その他の面で配慮することにより研究の活性化を図るシステムを構築する。

【全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策】

- ① 原爆放射線医科学研究所及び本学が戦略的に研究を推進する特別研究センター（放射光科学研究センター（全国共同）、ナノデバイス・システム研究センター、高等教育研究開発センター、教育開発国際協力研究センター）の拡充を通じて、全国レベルの共同研究を推進する。
- ② 自然科学研究支援開発センターの機能の充実を通じて学内共同研究の促進を図る。
- ③ 1.5m光学反射望遠鏡を中核に、本学の宇宙天文研究・教育を推進するとともに、大学共同利用機関法人自然科学研究機構等と連携し、全国の大学等との共同研究及び共同利用を推進する「宇宙科学センター」を設置する。

【学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項】

- ① 新しい知の創造を目指した大規模プロジェクト研究に積極的に参加できるよう、組織にとらわれない研究グループを編成し、それを全学的に支援する体制を構築する。
- ② 平和を希求する精神という広島大学の理念を具現する全学的拠点として、平和科学研究センターの在り方を検討し、整備・強化する。
- ③ 特色ある優れた研究グループの組織を時限的に「プロジェクト研究センター」として措置し、その研究領域の推進を図る。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

【地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策】

- ① 産学官民等のニーズに対応した社会連携活動推進のための体制整備として「社会連携推進機構」を設置するとともに、活性化のための具体的方策等を立案する。
- ② 地域連携事業を推進するための窓口・コーディネート機能を強化するとともに、地域の経済団体などの民間団体との連携を拡充強化する。
- ③ 地域から研究課題を募集して本学の資金と人材で研究する「地域貢献研究」など地域貢献事業を更に発展させ推進する。
- ④ ライブ授業のアーカイブ化の実施や貴重資料などのデジタルコンテンツ化を進め、個人でも利用可能な多様な学習システムを開発・提供するとともに、地域の生涯学習機関と連携し、講師や教材等の相互利用システムを構築する。
- ⑤ 公開講座などの大学の機能的開放事業や正課教育開放事業などを積極的に推進するため、「エクステンションセンター」を設置する。
- ⑥ 社会連携推進協議会やサテライト・オフィスなどを通して、地域ニーズの把握機

能を強化し、地域連携活動を活性化する体制を整備する。

【産学官連携の推進に関する具体的方策】

- ① 地域共同研究センター、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー及びインキュベーションセンターを統合した「産学連携センター」を設置し、社会連携推進機構の中に位置付け、産学官連携活動を促進する。
- ② 大学シーズを発掘し企業ニーズとのマッチングを図ることにより、共同研究・受託研究を推進する。
- ③ 技術相談窓口機能を更に強化し、地域の技術相談にワンストップで対応する。
- ④ リエゾンフェアの開催、シーズ集のホームページ公開などにより、研究成果等を迅速に社会へ発信する。
- ⑤ 計画的に企業を訪問し企業情報・企業ニーズを収集する。
- ⑥ 中国地域産学官連携サミット並びにコラボレーション会議を積極的に推進する。
- ⑦ 広島TLOに積極的に関与するとともに、TLOへの参加大学等と連携して、産学官連携活動を推進する。
- ⑧ 地域の企業や企業グループと大学との間の組織的な研究協力ネットワークを拡大する。

【地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策】

- ① 「平和を希求する精神」の理念の下、県内の平和科学関係組織と結成した平和科学コンソーシアムを中心に地域の大学等と連携して、平和に関する教育などの共同事業を推進する。
- ② 地域の大学等と施設の相互利用、大学間遠隔講義、単位互換などの教育研究面の交流を推進する。

【留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策】

- ① 留学生交流や教育研究上の交流推進のための全学的体制を整備・拡充する。
- ② 留学・海外研修制度を拡充し、学生・教職員の海外派遣・海外授業を推進する。
- ③ 広島大学北京研究センターを拡充するとともに、他の海外拠点の設置について検討を進める。
- ④ 外国大学・機関への情報提供や連携を強化し、国際大学ネットワーク（INU）の拠点校として貢献する。
- ⑤ 教育活動のメディア・コンテンツ化を推進し、国際社会対応の遠隔教育を推進する。
- ⑥ 国際的な認証制度の利用等により、教育研究活動の国際標準化を推進する。
- ⑦ 留学生・外国人研究者交流を促進するため、新しい奨学金制度の導入や、施設の整備、情報システムやキャンパス内コミュニケーションの多言語化を推進するとともに、自治体との協力体制を進める。
- ⑧ 留学生のための「特別コース」の開発・設置を推進する。
- ⑨ 帰国留学生に関するデータベースを整備し、帰国留学生の支援や交流を促進する。

【教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策】

- ① 長期的視野から将来にわたって国際社会に貢献できる人材を計画的に養成するとともに教職員の国際的活動能力を育成するためのFD、職員研修（SD）の充実を図る。
- ② 国際活動評価システムを確立し、国際交流活動に貢献した学生・教職員の表彰制度を設ける。
- ③ 途上国の大学や海外協定大学と連携して、共同開発事業等を推進する。
- ④ 独立行政法人国際協力機構、NGO・NPO、国際機関の教育・研究・医療・技術支援等の活動への参加を促進する。
- ⑤ アジア地域における人材養成の国際的な拠点としての機能を整備する。

（2）附属病院に関する目標を達成するための措置

医療担当副学長との連携の下で病院長の明確な権限と強いリーダーシップが発揮で

きるシステムを構築する。

- ① 病院長の支援組織として「病院長室」を設置する。
- ② 医療担当副学長との連携システムを構築する。

【良質な医療人養成の具体的方策】

「臨床実習教育研修センター」を新設し、以下の方策を推進する。

- ① 体系的で質の高い臨床実習教育及び卒業後臨床研修を実施する。
- ② 総合診療部門及び救急部門を活用し、プライマリー・ケアを含む総合的医療の実践ができる医療人の育成を行う。
- ③ 専門診療部門を活用し、高度な専門性を持ち先端医療を担える医療人の育成を行う。
- ④ 地域や発展途上国の医療人の再教育の場としても活用し、社会的・国際的貢献を果たす。

【研究成果の診療への反映や先端的医療の展開のための具体的方策】

「臨床研究部」を新設し、臨床試験部を包括して以下の方策を推進する。

- ① 大学院医歯薬学総合研究科、原爆放射線医科学研究所等と密接に連携した探索医療推進のための組織を整備するとともに新たに開発された探索医療の実践を行う。
- ② 高度先進医療の開発、申請及び実践を推進し、先端的医療を提供する。
- ③ 医療技術の安全性や有効性の科学的評価を行う。
- ④ 治験受託件数及び実施率の向上を目指す。

【質の高い医療とサービスの提供に関する具体的方策】

特定機能病院・教育研修病院としての診療の質を確保し、患者本位の医療を推進する。

- ① 臓器別に編成した診療科において、重症度別など患者本位の医療を推進する。
- ② 原爆放射線医科学研究所と連携し、三次被ばく医療機関としての機能を整備する。
- ③ 新外来棟・中央診療棟の計画を含む新時代の医療に対応できる環境整備長期計画を作成する。
- ④ 統合した医学部・歯学部附属病院のメリットを活かし、専門医療を統合したチーム医療を実施する。
- ⑤ 「高度救命救急センター」を新設し、中核的医療機関としての機能を強化する。
- ⑥ 医療情報のIT化と病歴管理室（部）を充実・強化する。
- ⑦ 医療安全管理部を充実し、より安全な医療の提供を図る。
- ⑧ 患者のQOLの向上を目指した患者支援体制を強化・充実する。
- ⑨ 医療スタッフの充実、専門性を高めるために学内他部局（大学院医歯薬学総合研究科、原爆放射線医科学研究所、大学院保健学研究科、大学院教育学研究科等）の臨床分野の人材の専門診療等への参加を強化・促進する。

【効率的な経営に関する具体的方策】

- ① 医療担当副学長の下で企画・立案、評価及び改善の機能を持つ組織（医療政策室）を設置し、「医療政策室」と密接に連携した健全な病院経営を推進する。
- ② 医療行為に関わる全ての諸経費の原価管理と収入評価が可能となるよう医療情報を活用し、経営管理・情報評価を行い、より合理的な病院経営を実現する。
- ③ 経営管理の過程を「需要」、「供給」、「収入」、「評価」の4ブロックに分けて情報システムで結び、資源と情報を共有して組織的に有効活用する。
- ④ 適正かつ迅速な組織改革に対応するために、病院長の下に病院職員の人材プール制を導入する。

（3）附属学校に関する目標を達成するための措置

【附属学校の再編・統合に関する具体的方策】

5地域に分かれている附属幼稚園・小・中・高等学校の3つの組織への再編・統合及び一部組織の大学近隣地区への移転を図る。

【大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策】

- ① 附属学校の運営を担当する副学長（教授職兼務）の下で企画・立案，評価及び改善の機能を持つ組織（附属学校室）を設置し，附属学校と大学との連携体制を強化する。
- ② 大学教員や大学院生が附属学校で授業を担当したり，附属学校の教員が学部の授業を担当して，FD等，教育方法改善の場として活用する。
- ③ 大学における専門的学問研究上の調査に対して積極的に協力する。
- ④ 大学の協力により教育実践的課題に関する先進的な研究を行う。
- ⑤ 大学院教育学研究科附属教育実践総合センターを主体とした大学との連携を図り，多様な教育実習に対応するとともに，教育実習の在り方や，教育実習の先進的教育課程に関する実践研究を行う。

【学校運営の改善に関する具体的方策】

- ① 校長の選考方法を検討するとともに，校長のリーダーシップの下での学校運営を行う。
- ② 園児・児童・生徒・教育実習生・教職員が心身共に安全で且つ健康的であるように老朽化した校舎・施設などの環境を整備する。
- ③ 学校業務が機能的に運営できるように校園内のシステムを定期的に見直す。

【附属学校の目標を達成するための入学者選抜方法の改善に関する具体的方策】

入学者選抜方法を継続して検討し，教育実習や研究の目的に沿った園児・児童・生徒の受け入れを図る。

【公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策】

公立学校との人事交流を促進することにより，相互の資質向上を図る。

【全国的に模範となる教育を行うための具体的方策】

学校園毎に特色ある教育課程を編成して基礎的・先進的教育実践を行う。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

【全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策】

- ① 学長がその責務を果たすための補佐機構として「学長室」を設置し，教育研究活動等に係る点検・評価，内部監査結果等を分析し，全学的な経営戦略を確立するための体制を整備する。
- ② 国際的視点に立って社会の趨勢を見極め，経営戦略を立案する。
- ③ 自己点検・評価結果や大学経営に対する社会の要請などを具体的な改善策に反映する。

【運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策】

- ① 情報担当副学長の下に企画・立案，評価及び改善の機能を持つ組織（情報政策室）を設置し，「情報政策室」において教育・研究，社会貢献などの諸活動と効率的な組織運営を支える基盤的な情報通信環境を充実し，情報メディアに関する教育研究組織ならびに支援体制を整備する。また，大学の構成員全員が大学運営のビジョンと基本的な考え方を共有できるよう，ITを活用して，組織の活動状況に関する各種の情報の共有や，構成員間のコミュニケーションの促進を図る。
- ② 学内コンセンサスに留意しつつ学長が指導性を発揮し，全学的な視点に立った企画・立案・改善体制を確立し，教育研究の進展や社会的要請等に機動的・弾力的に対応する。
- ③ 各組織では，企画・立案から実施まで自ら行い，実施結果に対する点検・評価結果を組織活動の改善に結びつける。

【研究科長等を中心とした機動的・戦略的な研究科等運営に関する具体的方策】

- ① 研究科長等の人的・物的・財的資源の裁量権を拡大するとともに，研究科長等を補佐する副研究科長等を配置し，強化を図る。
- ② 教授会の機能を明確にし，円滑な運営を行う。

③ 研究科長等の支援組織として「部局長室」を設置する。

【教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策】

「学長室」並びに各副学長及び各部局長の下に設置する「室」において、教職員が一体となって教学及び経営の両面における大学運営に関する企画・立案，執行，評価及び改善に当たるとともに，それに沿った業務を効率的に行う体制を整備する。

【全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策】

- ① 全学的視点からの効率的な人的資源配分のために「部局基礎分」と、「部局付加分」及び「全学調整分」の3区分による教員の人員配分を行う。
- ② 基盤的研究を支えるための教員研究費を確保するとともに，研究活動の活性化を図るための研究推進経費として，学長・部局長裁量経費を制度化する。

【学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策】

- ① 積極的にIT，産学連携など必要な分野に，学外の有識者や専門家を採用する。
- ② 副学長の下に設置する「室」には，必要に応じて学外の有識者・専門家を非常勤として採用する。

【内部監査機能の充実に関する具体的方策】

内部監査体制を確立するために学長の直轄組織として「監査室」を設置し，各組織の運営目標の効果的な達成や諸活動の効率的な推進を図るとともに，社会的な信頼性を確保する。

【国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策】

本学の果たすべき使命や機能，さらに，教育研究などの質的向上や業務運営の効率化のために，大学間で地域や分野・機能に応じた連携・協力体制を検討する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策】

- ① 教育研究組織の再編成・見直しは，学長のリーダーシップの下，大学の長期的な戦略や計画に基づき，点検・評価結果を基に行う。
- ② 教育研究組織の見直しは，「学長室」が「教育室」及び「学術室」と連携して行う点検・評価（各研究科・学部）の点検・評価を含む）に基づいて企画・立案する。

【教育研究組織の見直しの方向性】

- ① 法科大学院などの専門職大学院の設置を積極的に進め，教育体制の多様化・充実化を推進する。
- ② 社会科学研究科の改組再編講座化と保健学研究科の講座化を行い，大学院講座化を完成させる。
- ③ 総合科学部を基礎とする総合系の研究科を新設する。
- ④ 歯学部附属歯科衛生士学校及び同附属歯科技工士学校を早期に4年制大学化（歯学部口腔保健学科）することを検討する。
- ⑤ 教員養成系の整備については，本学の特色を生かした具体的な構想を検討する。
- ⑥ 研究拠点形成の進展に伴う研究体制及び教育体制の見直しと連動した研究科の再編成に着手する。
- ⑦ 学校教育法等の改正及び社会的ニーズに対応するため，医学部総合薬学科を6年制課程の学科及び4年制課程の学科の2学科に改組することを検討する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

【人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策】

- ① 公正な人事評価システムを構築し，教育研究，社会貢献等及び業務運営に係る業績に応じた処遇を実現することにより，教職員の潜在能力を十分に発揮できる環境整備を行う。
- ② 人事評価システムの構築に当たっては，評価基準の客観化や評価の運用面での公正性の確保（評価者の訓練，評価結果のフィードバック，苦情処理体制の整備など）を図る。

- ③ 人事評価の結果は、平成18年度を目途とする新給与制度への移行に合わせ、処遇（昇進、昇給、賞与等）へ反映させる。

【柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策】

- ① 柔軟で多様な勤務形態を導入する。
- ② 定年制の弾力的運用と再雇用制度を導入し、柔軟で多様な雇用形態を可能とする人事制度を構築する。
- ③ 教育研究活動などの活性化を図るため、教育研究を主務とする教員に加えて、教育主担当教員、研究主担当教員及び診療主担当教員などを配置する新たな制度の導入を図る。

【任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策】

- ① 教育研究活動の活性化と教員の流動性向上のため、全部局等に任期制の導入を図る。
- ② 教員の選考は、採用と昇任を区別しない公募制を原則とする。

【外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策】

- ① 外国人教員の採用を促進するため、海外教育研究拠点の活用や国際交流協定校との人事交流が円滑に行える条件整備を行う。
- ② 女性教員等の採用を促進するため、弾力的な勤務形態の導入や、保育施設の整備など勤務環境の条件を改善・整備する。

【事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策】

- ① 組織運営への機動的・弾力的な対応と個人に対しての適切な動機付けが可能となるよう、職員の能力と業績を適切に評価し、その結果を配置と処遇に反映させる。
- ② 職務や職種の特性に応じた複線型のキャリア体系を確立する。
- ③ 専門的な知識・技能を有する人材を確保し組織の活性化を図るため、試験採用と選考採用を職務内容ごとに適切に組み合わせた、採用方法を導入する。
- ④ サービス機能・企画・立案機能を重視した高度な業務遂行が可能な人材を育成する。
- ⑤ 職員の資質の向上、組織の活性化等の観点から、文部科学省での勤務や他大学等との人事交流の仕組みを構築する。

【中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策】

- ① 人事・総務担当副学長の下で企画・立案、評価及び改善の機能を持つ組織（人事・総務室）を設置し、「人事・総務室」において教育研究活動の活性化と質的向上及び大学運営に係る人材の有効活用に関する企画・立案を行うとともに、全学的視点からの人件費（人員）管理による教職員人事の適正化を推進する。
- ② 教員数の各部局への配分は、部局長裁量分としての「部局基礎分」並びに学長裁量分としての「部局付加分」及び「全学調整分」の3区分を基本として、また、事務職員の配置は、新たな運営組織を基本的な枠組みとして、中期目標・中期計画を踏まえた需要や必要性に応じて行う。
- ③ 各部局等の人事計画に関する評価を実施し、大学全体の人事計画の適正化を図る。
- ④ 教室系技術職員の配置については、全学的な人員の一括管理の方針により行う。
- ⑤ 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策】

- ① 事務局・各部局ごとに個別に行われていた業務を見直し、新たな運営組織によって効率的・合理的な大学運営を行う。
- ② 業務の効率化・高度化を図るため業務マニュアルを作成し、情報や業務ノウハウの共有化を進める。
- ③ 組織活動の要素とされている、戦略、組織（人）、業務の流れ及び情報化の在り方を見直し、サービス機能の強化、企画・立案機能の強化を図るとともに、スリム化と効率化を達成する。
- ④ 情報の共有化と電子申請等を可能とする電子事務室を構築する。

- ⑤ 「文書館」を設置し、法人文書の整理・保存と管理の一元化を図る。
- ⑥ 財務会計システムや人事・給与システムなど、これまで個別に構築されてきた各種の業務システムを、統合的なデータベースを基盤とするERP（統合基幹業務システム）として再構築する。

【複数大学による共同業務処理に関する具体的方策】

- ① 職員の試験採用については、全国の共通試験を活用し、地域ブロック単位で試験を実施する。
- ② 財務会計、人事管理、安全衛生管理など各大学に共通する課題についての研修や、民間的発想のマネジメントのための研修を、複数の国立大学法人と共同して実施する。

【業務のアウトソーシング等に関する具体的方策】

- ① 業務内容の主眼を行政事務からサービス業務へ転換し、コア業務以外の業務の外部委託化を推し進め、運営組織のスリム化を図る。
- ② 本学の業務を委託できる法人の設立を同窓会等に働きかけ、コア業務以外の業務の円滑な外部委託化を図る。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策】

- ① 各年度における具体的目標（種類、件数、金額等）を立て、その達成のための計画を策定する。
- ② 外部研究資金の増額を図るため、産学官関連事業の強化のために専門コーディネーターの配置等の実施体制を整備する。

【収入を伴う事業の実施に関する具体的方策】

- ① 在院日数を短縮する。
- ② 診療報酬査定減の縮減に努める。
- ③ 情報システムにより「需要」（医療現場）、「供給」（SPDセンター）、「収入」（医事）のデータを的確に分析し、医療費（薬品・材料費等）の節減等を図る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【管理的経費の抑制に関する具体的方策】

- ① 財務担当副学長の下で企画・立案、評価及び改善の機能を持つ組織（財務室）を設置し、「財務室」を中心に全学的な管理的経費（光熱水料、施設維持管理経費、管理運営を補助する職員の人件費等）の効率的執行に関する企画・立案を行うとともに、全学的管理により、その抑制及び事務負担の軽減化を図る。
- ② 光熱水料等各々の事項に目標値を設定し、その達成のためにインセンティブが働く学内システムを確立し経費抑制を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策】

- ① 資産管理を従来の教員個人管理から全学的管理に移行し、教育及び研究施設・設備の効率的・効果的な運用を図る。
- ② 安定的な教育研究活動を行うために、定期的に施設の使用状況実態調査を実施し、部局ごとの基礎配分施設使用面積基準を策定するとともに、実績に応じた加算配分基準を定め、申請により戦略的に配分する施設面積の確保を行う。
- ③ 教育施設の充実を図るため、講義室や学生実験室等を全学管理し、効率的な運用を図る。とりわけ、大学院学生のための施設面積を確保し重点的に整備する。
- ④ 施設の維持管理のため、配分施設面積基準を超えた施設利用者から施設使用料を徴収したり、空き時間帯の講義室等を学外者に有料で貸与するなどの方策を検討する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【自己点検・評価の改善に関する具体的方策】

- ① 評価結果が具体的な改善に直結する効率的な自己点検・評価を行う。
- ② ERP（統合基幹業務システム）を導入し、そこに蓄積されるデータの分析を基に、各副学長の下に設置する「室」が関連する事項について継続的な自己点検を行う。
- ③ 各組織においても、継続的な自己点検・評価を実施し、改善策に反映させる。

【評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策】

- ① 各組織では、自己点検結果に基づいて具体的な改善を図るとともに、改善結果を含め自己点検結果を公表する。
- ② 各組織が行う点検・評価及びそれに基づいた改善結果について、「学長室」において全学的視点から分析・再評価し、それに基づいて学長は中期計画の達成、教育研究の質的向上に努める。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

【大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策】

- ① 教育研究，組織運営，人事，財政など大学運営全般にわたり，その状況をホームページ及びメールマガジン等を利用して積極的な情報提供を行う。
- ② 各種出版物，インターネット等を通じた情報発信体制を拡充強化する。
- ③ 情報提供を容易にするため，公開の対象となる情報について恒常的に整理・保存する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

【施設等の整備に関する具体的方策】

- ① 構成員や学外者の利便性・安全性に配慮した交通整備計画を策定し，整備を推進する。
- ② 安全と環境に配慮し，各キャンパスの特性を活かした教育研究環境整備を推進する。
- ③ 老朽した施設，先進医療に対応した病院整備，社会連携活動推進施設の整備を推進する。
- ④ 情報セキュリティに優れた高機能情報通信基盤・環境，情報機器を整備充実する。

【施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策】

- ① 全学の施設整備基本計画を策定し，施設マネジメント体制の下で施設整備の一元的管理を推進する。
- ② 全学的な施設の整備・利用状況に関する点検調査を実施し，効果的な改修整備と施設の有効活用を図る。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策】

- ① 危険薬品等の管理，防災対策，廃棄物処理など学内構成員ならびに周辺住民の安全に関わる学内の対応を定期的に点検して，必要な安全管理・事故防止対策を講ずる。
- ② 各キャンパスの防災マニュアルに基づき，地域とも連携した防災訓練を実施する。
- ③ P R T R法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）などの遵守，適正な廃棄物処理法の徹底等，模範的な安全キャンパスを実現する。
- ④ 「環境安全センター」を核として，大学の環境管理と安全管理をより充実する。

【学生等の安全確保等に関する具体的方策】

- ① 廃水廃棄物処理に関わる環境教育の徹底を図る。

- ② 防犯及び安全の管理，診断，点検マニュアルを作成し防犯対策を進める。
- ③ 危険薬品類の取扱いや室内環境衛生対策などの安全教育を徹底する。
- ④ 情報セキュリティポリシーを策定し，それに基づいた情報セキュリティ対策を実施する。
- ⑤ 教職員及び学生に対する情報セキュリティ教育を徹底する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。），収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

73億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し，又は担保に供する計画

- ① 病院における建物新営及び改修等工事並びに病院特別医療機械の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い，本学霞団地の敷地及び建物について，担保に供する。
- ② 東千田団地の土地の一部（広島県広島市中区東千田町一丁目1番56 98.30㎡）を譲渡する。
- ③ 東広島団地の土地の一部（広島県東広島市鏡山北151番外 8,377.45㎡）を譲渡する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は，教育研究の質の向上及び運営組織の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・病院特別医療機械（再開発設備） 循環器X線診断治療システム ・小規模改修 ・災害復旧工事	総額	施設整備費補助金（599）
	839	船舶建造費補助金（0）
		長期借入金（240）
		国立大学財務・経営センター施設費 交付金 （0）

（注1）金額については見込みであり，中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加

されることもある。

(注2) 小規模改修については、17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

(1) 人事評価システムの整備・活用

公正な人事評価システムを構築し、教育研究、社会貢献等及び業務運営に係る業績に応じた処遇を実現することにより、教職員の潜在能力を十分に発揮できる環境整備を行う。

(2) 柔軟で多様な人事制度の構築

- ① 柔軟で多様な勤務形態を導入する。
- ② 定年制の弾力的運用と再雇用制度を導入し、柔軟で多様な雇用形態を可能とする人事制度を構築する。
- ③ 教育研究活動などの活性化を図るため、教育研究を主務とする教員に加えて、教育主担当教員、研究主担当教員及び診療主担当教員などを配置する新たな制度の導入を図る。

(3) 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上

- ① 教育研究活動の活性化と教員の流動性向上のため、全部局に任期制の導入を図る。
- ② 教員の選考は、採用と昇任を区別しない公募制を原則とする。

(4) 外国人・女性等の教員採用の促進

- ① 外国人教員の採用を促進するため、海外教育研究拠点の活用や国際交流協定校との人事交流が円滑に行える条件整備を行う。
- ② 女性教員等の採用を促進するため、弾力的な勤務形態の導入や、保育施設の整備など勤務環境の条件を改善・整備する。

(5) 事務職員等の採用・養成・人事交流

- ① 組織運営への機動的・弾力的な対応と個人に対しての適切な動機付けが可能となるよう、職員の能力と業績を適切に評価し、その結果を配置と処遇に反映させる。
- ② 職務や職種の特性に応じた複線型のキャリア体系を確立する。
- ③ 専門的な知識・技能を有する人材を確保し組織の活性化を図るため、試験採用と選考採用を職務内容ごとに適切に組み合わせた、採用方法を導入する。
- ④ サービス機能・企画・立案機能を重視した高度な業務遂行が可能な人材を育成する。
- ⑤ 職員の資質の向上、組織の活性化等の観点から、文部科学省での勤務や他大学等との人事交流の仕組みを構築する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 182,266百万円(退職手当は除く)

3. 中期目標期間を超える債務負担

(長期借入金)

(単位：百万円)

年度 財源	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金	963	1,046	1,221	1,382	1,463	1,466	7,541	15,216	22,757

4. 災害復旧に関する計画

平成16年9月に発生した台風18号等により被災した施設・設備の復旧整備をすみやかに行う。

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	169,417
施設整備費補助金	599
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	2,370
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	149,055
授業料及入学金検定料収入	53,718
附属病院収入	93,694
財産処分収入	0
雑収入	1,643
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	22,111
長期借入金収入	240
計	343,792
支出	
業務費	305,787
教育研究経費	181,497
診療経費	81,571
一般管理費	42,719
施設整備費	839
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	22,111
長期借入金償還金	15,055
計	343,792

〔人件費の見積り〕

中期目標期間中総額182,266百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては, 17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については, 広島大学職員退職手当規則に基づいて支給することとするが, 運営費交付金として措置される額については, 各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

〔運営費交付金算定ルール〕

国立大学法人の運営費交付金算定ルール

- 毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I 〔学部教育等標準運営費交付金対象事業費〕

- ① 「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の person 費相当額及び管理運営経費の総額。L (y - 1) は直前の事業年度における L (y)。
- ② 「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度における D (y)。(D (x) は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ③ 「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度における D (y)。(D (x) は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ④ 「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な経費。F (y - 1) は直前の事業年度における F (y)。

〔学部教育等標準運営費交付金対象収入〕

- ⑤ 「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。(平成 15 年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外)
- ⑥ 「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。(平成 15 年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

II 〔特定運営費交付金対象事業費〕

- ⑦ 「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度における D (y)。
- ⑧ 「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度における D (y)。
- ⑨ 「教育研究診療経費」：附属病院の教育研究診療活動に必要な教職員の person 費相当額及び教育研究診療経費の総額。E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。
- ⑩ 「附置研究所経費」：附置研究所の研究活動に必要な教職員の person 費相当額及び事業経費の総額。E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。
- ⑪ 「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要な教職員の person 費相当額及び事業経費の総額。E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。
- ⑫ 「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑬ 「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

〔特定運営費交付金対象収入〕

- ⑭ 「その他収入」：検定料収入，入学料収入（入学定員超過分，授業料収入（収容定員超過分），雑収入。平成 16 年度予算額を基準とし，中期計画期間中は同額。

III 〔附属病院運営費交付金対象事業費〕

- ⑮ 「一般診療経費」：附属病院の一般診療活動に必要な person 費相当額及び一般診療経費の総額。平成 16 年度予算額を基準とし，中期計画期間中は同額。
- ⑯ 「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑰ 「附属病院特殊要因経費」：附属病院特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

〔附属病院運営費交付金対象収入〕

⑱「附属病院収入」：附属病院収入。J (y - 1) は直前の事業年度における J (y)。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

$$(1) D(y) = \{D(y-1) \times \beta (\text{係数}) \times \gamma (\text{係数}) - D(x)\} \times \alpha (\text{係数}) + D(x)$$

$$(2) E(y) = E(y-1) \times \beta (\text{係数}) \times \alpha (\text{係数})$$

$$(3) F(y) = F(y-1) \times \alpha (\text{係数}) \pm \varepsilon (\text{施設面積調整額})$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

$$(5) H(y) = H(y)$$

D (y)：学部・大学院教育研究経費 (②, ⑦), 附属学校教育研究経費 (③・⑧) を対象。

E (y)：教育研究診療経費 (⑨), 附置研究所経費 (⑩), 附属施設等経費 (⑪) を対象。

F (y)：教育等施設基盤経費 (④) を対象。

G (y)：特別教育研究経費 (⑫) を対象。

H (y)：入学料収入 (⑤), 授業料収入 (⑥), その他収入 (⑭) を対象。

2. 毎事業年度の診療経費にかかる附属病院運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = I(y) - J(y)$$

$$(1) I(y) = I(y)$$

$$(2) J(y) = J(y-1) + K(y)$$

$$[K(y) = J'(y) \times \lambda (\text{係数}) - J'(y)]$$

〔その他〕附属病院運営費交付金算定ルールは、診療分の運営費交付金を受ける附属病院のみ適用。

I (y)：一般診療経費 (⑮), 債務償還経費 (⑯), 附属病院特殊要因経費 (⑰) を対象。

J (y)：附属病院収入 (⑱) を対象。(J' (y) は、平成16年度附属病院収入予算額。

K (y) は「経営改善額」)

3. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) L(y) = L(y-1) \times \alpha (\text{係数})$$

$$(2) M(y) = M(y)$$

L (y)：一般管理費 (①) を対象。

M (y)：特殊要因経費 (⑬) を対象。

【諸係数】

α (アルファ)：効率化係数。△1%とする。

β (ベータ)：教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合に

は、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

- γ (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- ε (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。
- λ (ラムダ) : 経営改善係数。2%とする。平成17年度以降、中期計画期間中に相当程度の収支改善を求めるための係数。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、原則として過去3～5年間の実績の平均値等により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費、船舶建造費については、平成16年度予算見込みにより試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	342,893
經常費用	342,834
業務費	308,648
教育研究経費	37,261
診療経費	54,613
受託研究費等	14,047
役員人件費	840
教員人件費	133,961
職員人件費	67,926
一般管理費	11,551
財務費用	2,783
雑損	0
減価償却費	19,852
臨時損失	59
収入の部	342,952
經常収益	342,893
運営費交付金	163,669
授業料収益	43,906
入学金収益	7,138
検定料収益	1,576
附属病院収益	93,694
受託研究等収益	14,047
寄附金収益	7,512
財務収益	0
雑益	1,643
資産見返運営費交付金等戻入	2,775
資産見返寄附金戻入	255
資産見返物品受贈額戻入	6,678
臨時利益	59
純利益	59
総利益	59

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む

注) 純利益は、中期計画期間内における長期借入金償還予定額と減価償却費予定額の影響額を計上している。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	346,130
業務活動による支出	320,200
投資活動による支出	8,537
財務活動による支出	15,055
次期中期目標期間への繰越金	2,338
資金収入	346,130
業務活動による収入	340,583
運営費交付金による収入	169,417
授業料及入学金検定料による収入	53,718
附属病院収入	93,694
受託研究等収入	14,047
寄附金収入	8,064
その他の収入	1,643
投資活動による収入	2,969
施設費による収入	2,969
その他の収入	0
財務活動による収入	240
前期中期目標期間よりの繰越金	2,338

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

注) 前期中期目標期間よりの繰越金2,338百万円は、奨学寄附金に係る国からの承継見込額である。

別表（収容定員）

平成16年度	総合科学部	520人	
	文学部	580人	
	教育学部	1,980人	(うち教員養成に係る分野 720人)
	法学部	850人	
	経済学部	890人	
	理学部	940人	
	医学部	1,360人	(うち医師養成に係る分野 600人)
	歯学部	350人	(うち歯科医師養成に係る分野 350人)
	工学部	1,980人	
	生物生産学部	390人	
	文学研究科	224人	(うち修士課程 128人 博士課程 96人)
	教育学研究科	461人	(うち修士課程 314人 博士課程 147人)
	社会科学研究科	293人	(うち修士課程 199人 博士課程 94人)
	理学研究科	453人	(うち修士課程 264人 博士課程 189人)
	先端物質科学研究科	218人	(うち修士課程 128人 博士課程 90人)
	保健学研究科	119人	(うち修士課程 68人 博士課程 51人)
	工学研究科	585人	(うち修士課程 342人 博士課程 243人)
	生物圏科学研究科	436人	(うち修士課程 250人 博士課程 186人)
	医歯薬学総合研究科	545人	(うち修士課程 106人 博士課程 439人)
	国際協力研究科	250人	(うち修士課程 142人 博士課程 108人)
法務研究科	60人	(うち法曹養成課程 60人)	

	総合科学部	520人	
	文学部	580人	
	教育学部	1,980人	(うち教員養成に係る分野 720人)
	法学部	820人	
	経済学部	880人	
	理学部	940人	
	医学部	1,360人	(うち医師養成に係る分野 600人)
	歯学部	395人	(うち歯科医師養成に係る分野 355人)
	工学部	1,980人	
	生物生産学部	380人	
平成17年度	文学研究科	224人	(うち修士課程 128人 博士課程 96人)
	教育学研究科	461人	(うち修士課程 314人 博士課程 147人)
	社会科学研究科	295人	(うち修士課程 200人 博士課程 95人)
	理学研究科	453人	(うち修士課程 264人 博士課程 189人)
	先端物質科学研究科	218人	(うち修士課程 128人 博士課程 90人)
	保健学研究科	119人	(うち修士課程 68人 博士課程 51人)
	工学研究科	585人	(うち修士課程 342人 博士課程 243人)
	生物圏科学研究科	436人	(うち修士課程 250人 博士課程 186人)
	医歯薬学総合研究科	574人	(うち修士課程 126人 博士課程 448人)
	国際協力研究科	250人	(うち修士課程 142人 博士課程 108人)
	法務研究科	120人	(うち法曹養成課程 120人)

平成18年度	総合科学部	520人	
	文学部	580人	
	教育学部	1,980人	(うち教員養成に係る分野 720人)
	法学部	790人	
	経済学部	880人	
	理学部	940人	
	医学部	1,300人	(うち医師養成に係る分野 600人)
	歯学部	435人	(うち歯科医師養成に係る分野 355人)
	薬学部	60人	
	工学部	1,980人	
	生物生産学部	380人	
	総合科学研究科	80人	(うち修士課程 60人 博士課程 20人)
	文学研究科	224人	(うち修士課程 128人 博士課程 96人)
	教育学研究科	461人	(うち修士課程 314人 博士課程 147人)
	社会科学研究科	271人	(うち修士課程 180人 博士課程 91人)
	理学研究科	453人	(うち修士課程 264人 博士課程 189人)
	先端物質科学研究科	218人	(うち修士課程 128人 博士課程 90人)
	保健学研究科	119人	(うち修士課程 68人 博士課程 51人)
	工学研究科	585人	(うち修士課程 342人 博士課程 243人)
	生物圏科学研究科	355人	(うち修士課程 198人 博士課程 157人)
	医歯薬学総合研究科	574人	(うち修士課程 126人 博士課程 448人)
	国際協力研究科	250人	(うち修士課程 142人 博士課程 108人)
	法務研究科	180人	(うち法曹養成課程 180人)

平成19年度	総合科学部	520人	
	文学部	580人	
	教育学部	1,980人	(うち教員養成に係る分野 720人)
	法学部	760人	
	経済学部	880人	
	理学部	940人	
	医学部	1,240人	(うち医師養成に係る分野 600人)
	歯学部	475人	(うち歯科医師養成に係る分野 355人)
	薬学部	120人	
	工学部	1,980人	
	生物生産学部	380人	
	総合科学研究科	160人	(うち修士課程 120人) 博士課程 40人)
	文学研究科	224人	(うち修士課程 128人) 博士課程 96人)
	教育学研究科	461人	(うち修士課程 314人) 博士課程 147人)
	社会科学研究科	246人	(うち修士課程 160人) 博士課程 86人)
	理学研究科	453人	(うち修士課程 264人) 博士課程 189人)
	先端物質科学研究科	218人	(うち修士課程 128人) 博士課程 90人)
	保健学研究科	119人	(うち修士課程 68人) 博士課程 51人)
	工学研究科	585人	(うち修士課程 342人) 博士課程 243人)
	生物圏科学研究科	274人	(うち修士課程 146人) 博士課程 128人)
医歯薬学総合研究科	574人	(うち修士課程 126人) 博士課程 448人)	
国際協力研究科	250人	(うち修士課程 142人) 博士課程 108人)	
法務研究科	180人	(うち法曹養成課程 180人)	

平成20年度	総合科学部	520人	
	文学部	580人	
	教育学部	1,980人	(うち教員養成に係る分野 720人)
	法学部	760人	
	経済学部	880人	
	理学部	940人	
	医学部	1,180人	(うち医師養成に係る分野 600人)
	歯学部	515人	(うち歯科医師養成に係る分野 355人)
	薬学部	180人	
	工学部	1,980人	
	生物生産学部	380人	
	総合科学研究科	180人	(うち修士課程 120人 博士課程 60人)
	文学研究科	224人	(うち修士課程 128人 博士課程 96人)
	教育学研究科	461人	(うち修士課程 314人 博士課程 147人)
	社会科学研究科	241人	(うち修士課程 160人 博士課程 81人)
	理学研究科	453人	(うち修士課程 264人 博士課程 189人)
	先端物質科学研究科	218人	(うち修士課程 128人 博士課程 90人)
	保健学研究科	119人	(うち修士課程 68人 博士課程 51人)
	工学研究科	585人	(うち修士課程 342人 博士課程 243人)
	生物圏科学研究科	245人	(うち修士課程 146人 博士課程 99人)
医歯薬学総合研究科	574人	(うち修士課程 126人 博士課程 448人)	
国際協力研究科	250人	(うち修士課程 142人 博士課程 108人)	
法務研究科	180人	(うち法曹養成課程 180人)	

平成21年度	総合科学部	520人	
	文学部	580人	
	教育学部	1,980人	(うち教員養成に係る分野 720人)
	法学部	760人	
	経済学部	880人	
	理学部	940人	
	医学部	1,130人	(うち医師養成に係る分野 610人)
	歯学部	515人	(うち歯科医師養成に係る分野 355人)
	薬学部	240人	
	工学部	1,980人	
	生物生産学部	380人	
	総合科学研究科	180人	(うち修士課程 120人 博士課程 60人)
	文学研究科	224人	(うち修士課程 128人 博士課程 96人)
	教育学研究科	461人	(うち修士課程 314人 博士課程 147人)
	社会科学研究科	241人	(うち修士課程 160人 博士課程 81人)
	理学研究科	453人	(うち修士課程 264人 博士課程 189人)
	先端物質科学研究科	218人	(うち修士課程 128人 博士課程 90人)
	保健学研究科	119人	(うち修士課程 68人 博士課程 51人)
	工学研究科	585人	(うち修士課程 342人 博士課程 243人)
	生物圏科学研究科	245人	(うち修士課程 146人 博士課程 99人)
	医歯薬学総合研究科	586人	(うち修士課程 138人 博士課程 448人)
国際協力研究科	250人	(うち修士課程 142人 博士課程 108人)	
法務研究科	180人	(うち法曹養成課程 180人)	